

「防府市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

1 計画改定の経緯

H25年（2013年）～	<p>H21年（2009年）の新型インフルエンザ（H1N1）対応の経験を得て、H24年（2012年）に成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、次の新型インフルエンザ等の発生・まん延に備え国、県、市の行動計画を順次策定</p> <p>「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（H25年（2013年）6月） 「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」（H25年（2013年）11月） 「防府市新型インフルエンザ等対策行動計画」（H26年（2014年）6月）</p>
R6年（2024年）～	<p>新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による健康危機に対応できるよう、政府行動計画が抜本的に改定され、これに伴い、山口県が県行動計画を改定政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定</p> <p>「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（R6年（2024年）7月改定） 「山口県県新型インフルエンザ等対策行動計画」（R7年（2025年）3月改定） 「防府市新型インフルエンザ等対策行動計画」（R8年（2026年）3月改定予定）</p>

2 計画の位置づけ

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定による市町村行動計画

3 対策の目的及び基本的な戦略

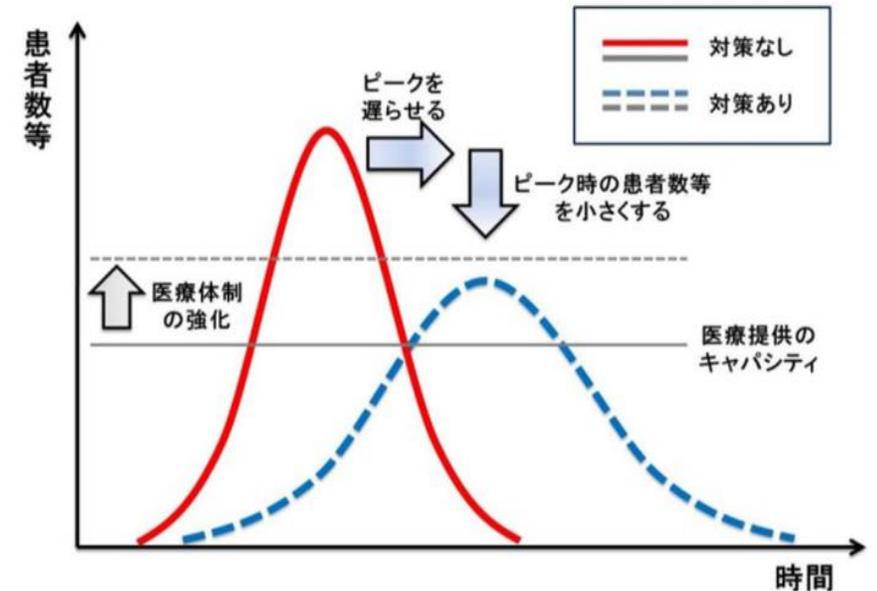
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減する。
- ・ 患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう、医療提供体制の強化を図る。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

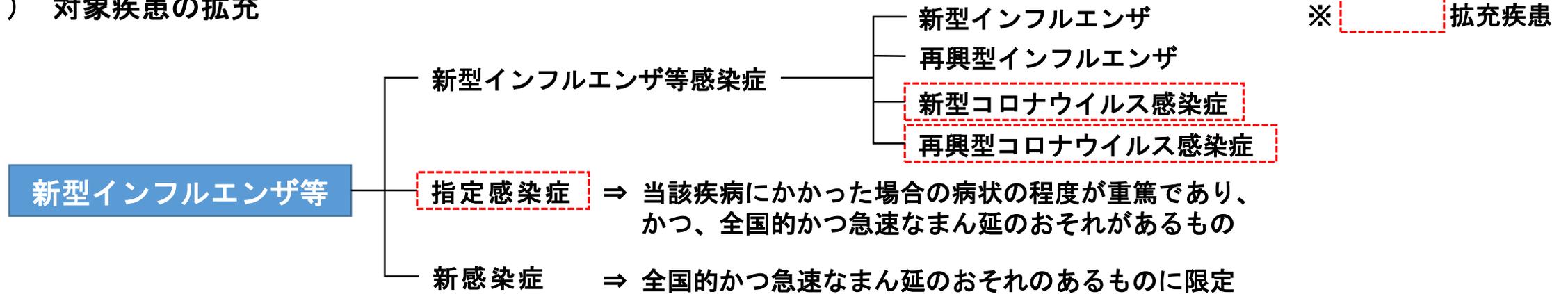
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(対策の効果 概念図)



4 改定のポイント

(1) 対象疾患の拡充



(2) 主な改定内容

	【現】市行動計画	【改定】市行動計画
発生段階の考え方	①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期	①準備期：(感染症発生前の段階) ※準備期の取組を充実 ②初動期：(感染症を覚知後、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの期間) ③対応期：(封じ込めを念頭に対応する時期) (4区分)：(病原体の性情等に応じて対応する時期) ：(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期) ：(特措法によらない対策に移行する時期)
取組項目	①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止に関する措置、④予防接種、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定に関する措置	①実施体制、②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、③まん延防止、④ <u>ワクチン</u> 、⑤ <u>保健</u> 、⑥ <u>物資</u> 、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

※下線の項目が新規追加

5 各対策項目の考え方及び取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●行動計画の内容を踏まえた、実践的な訓練の実施 ●国や県、関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部設置の検討 ●機動的な対策の実施に必要な人員体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●変化する状況に応じた全庁組織的な対応 ●緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策等の市民等への分かりやすい情報提供・共有 ●偏見、差別、偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報提供・共有 ●コールセンター等の設置による双方向コミュニケーションの実施 ●偏見、差別、偽・誤情報に関する啓発、対応 	
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義についての周知・広報 ●基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策及びまん延時の迅速な対応を実施するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●換気、手洗い等の基本的な感染対策の勧奨
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種に必要な資材の準備 ●医療関係者等と連携し、接種体制の構築に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種に必要な資材の確保 ●接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●初動期に構築した接種体制に基づいた接種の実施 ●ワクチン接種に関する市民等への情報提供・共有
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する保健師等を応援職員として派遣できるよう、訓練や研修等へ参加する等の取組の推進 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する積極的疫学調査や患者及び濃厚接触者に対する健康観察等への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策物資等の備蓄と定期的な確認 ●消防機関における個人防護具の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認 ●不足が見込まれる感染症対策物資等を他市町との相互協力により確保 	
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策の実施に必要な情報共有体制の整備 ●火葬能力の把握及び火葬体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者へ、事業継続のための対策や感染対策等の呼び掛け ●生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ●心身への影響を考慮した施策、生活支援を要する者への支援、教育の継続に関する支援の実施